

認定手数料の減額について

所管行政庁への認定の申請の際に、以下のいずれかの書類を添付する場合には、認定手数料が減額されます。

性能向上計画認定

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
- ②住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し
（なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることとする。）

基準適合認定

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
- ②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する建築物エネルギー性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ④都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ⑤住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し
（なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していることとする。）